

仕 様 書

件 名 磁性物（焼却）売払単価契約（下期）

場 所 市指定場所（船橋市北部清掃工場 大神保町１３６０番地１）
（船橋市南部清掃工場 潮見町３８番）

期 間 令和８年１０月１日～令和９年３月３１日

１ 目 的

発注者は市指定場所より発生する磁性物（焼却）の売り払いを行い、受注者はこれを買受ける。

２ 内 容

受注者は市指定場所より発生する磁性物（焼却）を引き取り、資源物の回収を行う。

１）引取方法

磁性物（焼却）の引き取り場所は上記市指定場所とし、磁性物（焼却）の搬出は受注者が行う。

磁性物（焼却）は当該施設の有する磁性物ピットより排出されるものを主とする。

２）時間

業務実施期間のうち、原則月曜日から土曜日までとし、国民の祝日は業務を行わないこととする。

市指定場所で積み込み作業を行えるのは９時から１７時までとする。ただし、年末年始等の繁忙期においてはこの限りではない。

３）運搬車両

搬出に使用する車両は、業務に適したものを使用すること。

４）計量方法

売り払い（買受）数量の計量は、搬出施設の台貫で行う。

５）選別処理

引き取った磁性物（焼却）は、必要に応じて適正な処理を行う。

６）残渣の取扱い

選別処理により発生する、資源物として引き取りできない残渣物については、受注者の責任において処理を行う。

３ 確認方法

前月分の実績報告書を毎月１０日までに発注者に提出すること。また、発注者から必要に応じて書類等を求められた場合は、発注者の指定する日時までに提出すること。

なお、実績報告書並びに求めのあった書類等は電子データでの提出を原則とするが、やむを得ない事情がある場合は紙媒体での提出も可とする。

4 予定数量

期間中の搬出量は、船橋市北部清掃工場から 8 7 t、船橋市南部清掃工場から 1 6 0 t を見込む。

5 その他、契約条件となる主な事項

売り払い(買い受け)代金は月毎に支払うものとし、発注者の発行する納付書により、定められた期限内に発注者の指定する金融機関に納付しなければならない。

また、月毎の売り払い(買い受け)代金の額は、その月に搬出した数量に契約単価を乗じた額の総額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額とする。ただし、1 円未満については、これを切り捨てる。

6 注意事項

- 1) 従事者及び使用する車両は常に清潔を保持すること。
- 2) 遂行にあたり、作業員の安全対策を最大限講じること。
- 3) 遂行にあたり、発注者の指示がある時は速やかにその指示に従い、作業の円滑化を図ること。
- 4) 市指定場所とは緊密に連絡を取り、市指定場所の業務に支障が出ないように搬出の日程を決めること。契約期間開始日から搬出を行うことができるよう、特に留意すること。
- 5) 遂行にあたり、事故等が生じたときは、直ちに発注者に報告すること。
- 6) 使用する車両等が事故その他の理由により使用不能となった場合は、発注者に連絡するとともに速やかに代車等を用意し、支障のないようにすること。
- 7) 実施に際して受注者の責めにより発注者または第三者に損害を与えたときは受注者の責任において解決し、また賠償が生じた場合は賠償の責任を負うこと。
- 8) その他、本仕様に定めのない事項に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方協議のうえ、別途定めるものとする。